「離島の活力再生支援事業」実施要領

1. 趣 旨

(1)目的

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保 全とあわせて、国民の「癒しの空間」の提供など、国家的・国民的役割を担っています。

一方、離島地域は恒常的な人口減少、少子高齢化に直面し基幹産業である農林水産業が低 迷するなど、離島を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

このため、離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な地域活性化への取組の実施を通じ、 離島の国家的役割等の維持や新たな島づくりの担い手の育成及び離島社会の維持・再生を図 る取組を支援する仕組として、「離島の活力再生支援事業」を実施し、離島地域の活性化を図 ることに加えその成果を他の離島地域の活性化の取組にも反映させることにより離島地域全 体の活性化に活かすことを目的としています。

(2) 概要

本事業は離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域(注1)の活性化を図るものです。

本実施要領に基づいて応募された提案事業のうち採択するための選考は国土交通省が設置する第三者委員会(注2)が行います。

採択された提案事業を実施する離島地域に対して同委員会及び国土交通省が事業の実施状況等に関するモニタリング調査等を実施します。また、平成23年度末に行われる事業報告会において各事業実施団体から取組の内容・成果について報告をしていただきますので提案事業が採択された団体には同調査等に協力していただく必要があります。

(注1)離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を指します。

2. 募集方法

(1) 応募主体

本事業に応募できるのは、次の①あるいは②に該当する団体です。

(注2)国土交通省が直接あるいは契約によって設置する複数の有識者等からなる委員会です。

- ①離島において島づくり活動を行う民間団体等(注3)による応募
 - ア. 離島地域において既に活動を行っているか、今後同地域において活動する意志及び計画を有する民間団体等を対象とします。
 - イ. アに該当する団体は単独でも連名でも応募できます。ただし、連名の場合には代表団体を定めた上で当該代表団体が応募するものとします。
 - ウ.複数の上記民間団体等あるいは上記民間団体等と地方公共団体等(注4)から構成される協議会等(注5)も応募することも可能です。なお、同協議会等組織のほとんどの構成員が離島地域を行政区域に含む地方公共団体であり、かつ同組織の代表者が地方公共団体の首長あるいはそれに準ずる立場にある者が兼務している場合は、②の離島関係市町村(注6)による応募と同様の取扱いとします。

- エ. ウの複数の民間団体等及び地方公共団体等の中には、離島地域における活動を支援することに賛同し、協働する離島地域外の団体が含まれても構いませんが、離島地域を活動拠点とする団体が代表又は幹事として応募することを原則とします。
 - (注3)民間団体等には、離島地域を主な活動拠点とする特定非営利活動法人(NPO法人)及び法人格の無い任意団体から観光協会、漁業協同組合、農業協同組合、法人企業が含まれます。
 - (注4)地方公共団体の他、公社・公団、第3セクター企業、公益法人及びそれらに準ずる組織を指します。
 - (注5)地方公共団体が組織する法人格の無い任意団体を含みます。
 - (注6)離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を行政区域内に含む市町村を指します。

②離島関係市町村による応募

- ア. 本事業は、単独あるいは複数の離島関係市町村が連名で応募できます。ただし、連名 の場合には代表市町村あるいは幹事団体を定めた上で当該代表団体から応募するもの とします。
- イ. ①の民間団体等が主体となった島づくりのための活動等に賛同し、協働する離島関係 市町村は、当該民間団体と連名の上、代表として、当該民間団体による提案事業につい て応募することができます。
- ウ. 単独又は複数の離島関係市町村が民間団体を含む協議会等を組織している場合には、 離島関係市町村が当該協議会等を代表して応募することが可能です。
- エ. イ及びウの場合において、提案事業に離島地域外の団体が離島地域外において離島地域の活動を支援するための活動を行う内容を含む場合は、離島関係市町村が代表又は幹事として応募することを原則とします。

(2) 応募に際しての要件

①民間団体等の応募要件

- ア. 代表者の定めがあること
- イ. 団体としての意思決定の方法、事務処理、会計処理の方法及び責任者等を明確に示す規約、その他の規定が定められている必要があります。
- ウ. 提案事業の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせて実施するものではないこと。
- エ. 応募は応募しようとする提案事業において離島関係市町村及び都道県それぞれの既存支援メニューに該当していないことの確認を経たものに限ります。

(申請時期、金額の大小に関わらず当該提案事業に対する支援メニューが存在する場合は応募出来ません。)

②離島関係市町村の応募要件

ア. 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象となる地域が行政区域内に存在することが必要です。

③民間団体等及び離島関係市町村に共通する応募要件

ア. 同一団体からの応募は原則1件

同一の団体が応募できる提案事業は、原則として1件に限ることとします。ただし、 異なる民間団体との連名提案で、異なる提案内容の提案事業について応募する場合、 同一の団体が複数の応募に参加することを認めます。

イ. モニタリング調査及びフォローアップ調査への協力

提案事業の応募団体は、提案を採択された場合に、事業対象年度に国土交通省が実施するモニタリング調査及び事業終了後の取組について次年度を中心に継続的に実施することを想定しているフォローアップ調査への協力を了承いただくことが前提となります。

ウ. 事業報告会への出席承諾

提案事業の応募団体は、提案事業が採択された場合に、国土交通省が当該年度中に 設定する事業報告会に出席し、各団体が、それぞれの提案事業の成果についての報告 等を行うことを了承いただくことが前提となります。

(3) 提案事業企画の視点と対象分野・テーマ

本事業の対象となる提案事業は、離島地域において島づくりの主体となるべき民間団体等や離島関係市町村が、現状の課題を克服し、離島地域の活性化を具体化させるための島づくりを計画及び構想するに際して、先導的な取組であることを前提として、以下のような視点に立ち、提案事業の内容を十分説明できることを前提に、幅広い分野からテーマを設定できます。取組自体だけでなく、その取組に必要な計画策定作業や構想策定作業も対象となります。

①提案の視点

- ア. 公益性の確保
 - ・特定の団体等の利益のみを追求するのではなく、広く成果を離島地域に還元することを明確にしていること。
 - ・国又は地方公共団体等が策定する計画や構想に合致していること。
- イ. 先導性の発揮、地域活性化への有効性
 - ・他の離島地域の取組等に対する先進性を有すること。
 - ・当該市町村の活性化に繋がる取組であること。
 - ・当該離島地域が抱える課題に対して有効な取組であること。

ウ. 総合性及び持続可能性の確保

- ・離島地域を振興するためのプロジェクトとしての総合性を有していること。
- ・事業実施期間終了後も提案事業を継続する見込みがあること。
- ・持続的に離島地域の活性化に繋がる取組であること。

エ. 地域経営手法・能力の開発・向上

- ・離島地域における民間団体等または行政の企画・実施能力の向上に寄与すること。
- ・当該離島地域の自立に繋がるネットワークづくりや団体立ち上げに寄与すること。

オ. 地域特性への適合

- ・地域特有の自然環境、伝統文化、地場産業、歴史的建造物などを有効に活用されていること。
- ・地域の経済・社会・産業構造を活かす仕組みとなっていること。
- ・地域特性を活用し、新規産業の育成や雇用の創出に繋げることに寄与すること。

カ. 社会的ニーズへの対応

・都市と離島の交流、国際交流、国民の健康増進、環境保全・循環型社会、低炭素社 会への貢献等社会的ニーズを捉えていること。

②対象分野・テーマの例

- ア. 離島と本土とのハンデキャップを克服するための取組み
- イ. 離島地域の住民生活環境の向上
- ウ. 複数の定期航路を連携させる観光振興の先導的取組
- 工. 自然環境保全活動と交流促進の両立
- オ. 伝統文化やまち並みの保全や再生活動による地域活性化と交流の促進
- カ. 商品開発や販路開拓による地場産業の振興と雇用創出
- キ. 人材の育成・活用、確保
- ク. U J I ターン者、二地域居住者、長期滞在者の受入体制整備、受入の促進
- ケ. 社会福祉や健康増進のニーズを踏まえた交流体制整備、交流促進
- コ. ア~ケの複数の分野・テーマを含むもの
- サ. その他離島振興の先導的分野・テーマ (第三者委員会が認めるもの)

(4) 事業対象期間(実施期間)

本事業の対象として実施する取組の事業対象期間は、平成23年度中限りとします。(契約締結の翌日から概ね3月上旬まで。詳細は契約締結時にお知らせします。)

(注)なお、事業対象期間終了後において提案事業を国費適用と関係なく自主的に継続して 運営されることを妨げることはありません。

(5)提案事業において国費の支出対象となる取組と経費

①支出対象となる取組

社会実験的内容を含む具体的な実践活動の経費、次年度以降の具体的な行動計画を含む計画の策定経費、住民等を含めた関係者間の合意形成経費、外部からのアドバイザー招へい等を通じた人材育成・研修経費、普及啓発等活動経費を国費の支出対象として想定しています。

②支出対象となる経費

(適用対象とする経費の例)

提案事業を実施するための①にかかる人件費、提案事業に要する旅費、機材レンタル経費、消耗品費等諸経費、会場借料、会場設営等の役務費、印刷製本費等

(適用対象とならない経費の例)

用地取得費、施設整備費、外国への視察旅費、他の業務と峻別することができない人件 費、備品費(耐久消費財等)、営利のみを目的とした活動と見なせる活動に要した経費す べて等

(6) 国や都道県から他の財政的支援を受けている場合

本事業は、国や都道県、市町村から財政的支援を受けて行っている取組については、対象 外とします。ただし、本事業対象部分とその他の財政的支援を受けて実施する事業部分の対象と事業目的の範囲に明確な区別がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではありません。

なお、本事業に賛同する地方公共団体が実施する関連事業に要する経費は、本事業の対象

ではなく、当該団体自らの負担として、連携して実施していただく必要があります。

ただし、上記2.(1)②ウエの市町村が他の団体と連名で代表団体として応募する場合は、 国土交通省と当該市町村との契約により、当該市町村が民間団体等による取組を対象とした 提案事業を実施していただくこととなります。

3. 選定方法

(1) 第三者委員会による提案事業の選考作業の実施

応募された提案事業については、国土交通省が設置する第三者委員会(国土交通省外の3~5名程度の有識者により選考されます。選考に当たっては、「2.募集方法(3)①提案の視点」で示したア〜カの視点に合致しているかという観点から、提案事業の内容(様式1~4)を検討していただくとともに、採択する提案事業の選考をしていただくことになります。

(2) 提案事業の選定及び参考業務規模の決定

提案事業の選定及び参考業務規模については、(1)の選考結果を踏まえ、国土交通省都市・地域整備局に設置する企画競争実施委員会における審査を経て決定します。なお、提案事業1件当たりの参考業務規模は、原則として1,000万円を上限とし、基本的な1件当たりの参考業務規模は、200万円~500万円程度を想定しています。

なお、これは総事業費の上限を設定するものではありません。

4. 調査実施スケジュール

(1)提案事業の選定

国土交通省が設置した第三者委員会が選考する相対的に優れた提案について、国土交通省都市・地域整備局が選定します(6月下旬目途)。

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載している提案事業の根幹にかかわる変更があった場合、当該提案書の応募団体は速やかに離島関係市町村及び担当窓口(「5.

(6)提出先及び問い合わせ先」を参照)へ連絡するとともに、変更後の提案書をメール及 び郵送にてお送り下さい。

(2) 契約手続

選定された提案事業は、国土交通省都市・地域整備局にて別途、請負契約の手続を行う予定です。(7月中旬目途)。

なお、契約手続きに際し、国土交通省都市・地域整備局は、採択された提案事業について、 当該団体に対して個別に仕様書の確定作業及びモニタリング調査等に必要な所要のデータ 等の提供への協力依頼などについて協議させていただきますのであらかじめご了承下さい。 本事業の実施にかかわる経費は、提案事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算 払い(いかなる場合でも概算払いは行いません。)とさせていただきます。

5. 提案事業申請書類の提出

提案内容については、(1)申請様式にて提案事業の内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔・明りょうに記入の上、提出して下さい。

なお、各様式及び参考資料はすべて電子ファイル(様式8の推薦書及び様式9の確認書も公 印部分を含めPDFファイルに変換して下さい)でご提出いただくことを原則とします。

(1) 民間団体等の提出先

提案事業の応募を希望する民間団体等の皆様につきましては、当該提案事業が離島関係市町村及び都道県それぞれの既存支援メニューに該当していないことの確認を経たうえで、申請書類一式を直接、国土交通省都市・地域整備局の担当者(「(6)提出先及び問い合わせ先」を参照)にご提出ください。

(2) 離島関係市町村の手続き

民間団体等より提案事業についての推薦の依頼がありましたら、貴市町村の当該提案事業に対する支援メニューの有無を確認(申請時期、金額の大小に関わらず当該提案事業に対する支援メニューが存在する場合は応募出来ません。)して頂くとともに、当該提案事業の内容について「2.募集方法(3)①提案の視点」で示したア〜カの視点に合致しているかという観点と合わせて、提案事業の熟度及び年度内執行の可能性について確認していただき、様式8(推薦書)を民間団体等へお渡しください。

なお、離島関係市町村が実施主体として応募する場合についても、同様の確認が必要となります。

(3) 離島関係都道県の手続き

民間団体等より提案事業に対する支援メニューの有無の照会がありましたら、確認 (申請時期、金額の大小に関わらず当該提案事業に対する支援メニューが存在する場合は応募出来ません。) のうえ様式 9 にて民間団体等への回答をお願いいたします。

(4)申請様式

①様式1:提案事業説明書(地域の課題、目的、調査内容、効果等)

提案書の作成に当たっては、本実施要領の趣旨をご理解の上、提案事業における活動などが客観的にイメージできるよう具体的に記載して下さい。また、「提案の視点」に示された事項にいかに対応しているかを記載して下さい。さらに、事業によりどのような効果が見込めるのか、達成目標として観光入込み客数や雇用者数などをできるだけ定量的な指標を織り込む形で記載いただくことを希望しております。

<u>※特に、記載いただく提案事業の活動内容が抽象的で明確なイメージができない</u> ものなどは、選定が困難となりますのでご注意下さい。

②様式2:提案事業実施フロー図

契約の時期と想定される7月中旬以降の活動を記入して下さい。提案事業の実施が、複数年度にわたる場合には、平成24年度以降の計画について記入して下さい。

③様式3:提案事業実施体制表

実施体制の配置予定者の氏名・所属団体名(役所名)及び担当する分担業務の内容を記入して下さい。

4)様式4:応募団体整理表

応募団体及び確認市町村の担当者、連絡先を記入して下さい。

⑤様式5:他の補助、支援事業等の適用

当該提案事業について、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が

実施している支援事業等のうち、今年度応募予定又は既に応募済み、若しくはこれまでの取組について採択されたものがある場合は、それら支援事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った事業の名称と概要を記入して下さい。

⑥様式6:仕様書(案)

①様式1に記載している地域の課題、目的、調査内容、効果等を踏まえ、本事業による調査請負契約に添付する仕様書(案)を作成してください。

⑦様式7:積算内訳

⑥様式6の仕様書(案)に示された内容に基づき、概算見積額の根拠となる積算 内訳を作成してください。

⑧様式8:推薦書 ※離島関係市町村が作成し、民間団体等が提出します。

提案事業に対し、既存支援メニューに該当していないことの確認をしてください。 また、提案事業の内容について確認していただいたうえで、推薦書を作成してくだ さい。

⑨様式9:確認書 ※都道県が作成し、民間団体等が提出します。

提案事業に対し、既存支援メニューに該当していないことの確認してください。

⑩参考資料A(様式自由): 応募団体の構成、活動実績、団体の規約又は規定等

応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料、複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写しを添付して下さい。

①参考資料B(様式自由):活動地域及び活動地域内における状況

提案事業における活動地域を示した地図、活動地域における人口減少、高齢化等の状況 その他の地域の現状や課題が分かる資料

(5) 応募締切り

提出書類の締切日

平成23年4月28日(木)18:00<厳守>

※電子メールについては、「(6) 提出先及び問い合わせ先」担当者のパソコンの認識による 18:00 とします。

※郵便については、締切日当日の消印までを有効とします。

(6) 提出先及び問い合わせ先

下記の担当に電子メール及び郵送(郵送は(4)⑧の離島関係市町村の推薦書、⑨の都道 府県の確認書の原本)にて提出願います。指定の2名に対して同時に送付して下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省都市・地域整備局離島振興課 芦原、仲野

Mail: ashihara-y27k@mlit.go.jp nakano-y284@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8421 (課直通)

※提出していただいた書類等の扱い

提出していただいた書類等については、国土交通省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。

以 上